〇〇〇自治会防犯カメラの設置および運用に関する要領

１　目的

この要領は、〇〇〇自治会が△△地域（施設）に、犯罪の予防を目的として設置する防犯カメラの設置および運用について、必要な事項を定めることにより、個人のプライバシーの保護に配慮し、適正な防犯カメラの設置および運用を行うことを目的とする。

２　防犯カメラの設置場所等

(１)　防犯カメラの設置場所は、別紙配置図のとおりとし、計〇台設置する。

※配置図には、防犯カメラの設置箇所、撮影範囲を表示する。

(２)　防犯カメラの撮影範囲の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」等の表示版を記載する。

３　管理責任者の指定等

(１)　防犯カメラの設置者は、適正な防犯カメラの設置および運用を行うために、管理責任者を指定することとする。

(２)　防犯カメラの管理責任者は、○○〇とする。※自治会長など

(３)　管理責任者は、必要に応じて、防犯カメラおよびそのモニター、録画装置の操作を行う操作担当者を指定するものとする。

(４)　防犯カメラの操作担当者は、○○とする。

(５)　管理責任者および指定された操作担当者以外の者の防犯カメラおよびそのモニター、録画装置操作は禁止する。

４　画像データの保存および取扱い

(１)　画像データ等の保管場所

①　録画装置の保管場所は、△△とする。

②　記録媒体は、保管庫等に施錠の上、保管し、原則として、外部への持ち出しおよび画像の閲覧を禁止する。

(２)　画像データの保管期間

画像データの保管期間は、１か月とする。

(３)　画像データの消去

保存期間が終了した画像データは、直ちに消去するものとする。

また、記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、粉砕、裁断等の処理を行うものとする。

５　画像データ等の外部への提供

(１)　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、画像データおよび画像から知り得た情報を第三者へ提供することができるものとする。

①　法令等の定めがあるとき。

②　人の生命、身体または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

③　捜査機関から文書にて、犯罪捜査の目的で要請を受けたとき。

(２)　前項に基づき、画像データおよび画像から知り得た情報を第三者へ提供する場合には、管理責任者の許可を得た上で、提供するものとする。

６　苦情等への対応

設置者または管理責任者は、防犯カメラの設置および運用に関する苦情や問い合わせ等を受けたときは誠実かつ速やかに対応すること。

７　保守点検

設置者または管理責任者は、防犯カメラおよびそのモニター、録画装置の機能維持のため、〇か月ごとに保守点検を行うこととする。

　　　付　則

　この要領は、令和　年　月　日から運用する。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　防犯カメラ設置者　　住所　米原市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　〇〇〇自治会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　自治会長　〇〇　〇〇　印